

第7回生駒市病院事業推進委員会会議録

2010年7月5日（月）

【稲葉病院建設課長】 定刻より少し前でございますが、委員さん全員おそろいということでございますので、ただいまから生駒市病院事業推進委員会の第7回会議を開催させていただきます。

本日は、公私とも何かとお忙しいところを御参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速、審議案件に移らせていただきたいと思います。委員長に議事進行をお願いいたします。

【関本委員長】 それでは、審議案件に入らせていただきます。

本日の会議につきましても、午後11時ごろをめどに進めたいと思いますので、皆様、円滑な議事進行に御協力をよろしくお願いいたします。

まず、1番目の病院事業計画の答申についてですが、前回の会議で大澤委員から意見をいただいて、これは諮問案の大きな項目の8、9についての意見を答申案に少数意見として明記するというようなことになって、前回会議から今回までの間に大澤委員と事務局でいろいろ調整していただきました。その結果が資料7-1について提示されております。

まず、事務局からこの資料につきまして御説明をお願いいたします。

【稲葉病院建設課長】 本日、お手元に配付させていただいております資料7-1ということでございまして、答申案ということでございます。

前回の会議におきまして、今、委員長がおっしゃいましたように大澤委員から出ました意見につきましても、A4横の資料の5ページのところでございます。その大きな項目の8、病院の施設及び附属設備の整備のところ、それから、9の今後10年間における病院事業の収支見通し、そこにつきまして多数意見を出していただいた分について調整の結果、こういう形でまとめさせていただきました。

それと、本日、この資料で前回委員の方からも意見だけのところで何ページの何、何行ということでわかりにくいということもありましたので、諮問案自身をその後ろにつけさせていただいて、前の意見と諮問案で一体的な形での答申案という形で調整させていただいております。

そして、後ろのほうに資料といたしまして、その答申案と諮問案との比較の部分、新旧対照表のような形での比較のもの、それから、条例とか委員会規則、あと、資料としまして委員名簿と開催経過、こういうものをつけさせていただいております。

以上でございます。

【関本委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局よりの説明に対するご質問がありますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 今、これ、答申案をいただいたんですけども、これを今日この場で協議するということですよ。これでいいかということで。これ、まずどうしてもう

ちょっと早くいただけなかったのかということがあるんですが。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 この4ページまでの部分につきましては、事実上5ページまでですけれど、前回の委員会で資料としてお渡しさせていただいておまして、確かにおっしゃるとおり、大澤委員の意見についてまとめたものがここにつく形になっておるといところでございますけれど、それ以外につきましては前回の会議で資料としてお出しさせていただいているということでございます。

【関本委員長】 山上委員、今の説明でよろしいでしょうか。

【山上委員】 ちょっと納得はいきませんが、検討は当然必要ですのでさせていただきますけども。

それと、ちょっと1つお伺いしたい。この前の会議のときの議事録について、別に変更してほしいということじゃなくて、私、これ、もう1回読ませていただいて最後に質問させていただきたいなと思うことがあったんですが、よろしいでしょうか。

【関本委員長】 はい、どうぞ。

【山上委員】 委員長の方から、最後に非常に数字を挙げて丁寧な御説明をいただいた200床の病院はどういう規模であるかということですが、もう1回読ませていただいて、非常に難しいといえますか、二次方程式のような御説明で、私、すぐにはわからなかったのもう1回質問させていただきたいんですけども、200床ということは、年間10人ぐらいの入院が1日あると。そのうち救急で入るのが3人ぐらいだということなんですけど、この救急という救急車で入られるということですか。

【関本委員長】 この場合の救急は、救急車だけじゃなくて歩いてくる救急もいろいろ含めて救急患者と呼んでいるので、予定入院ではないということです。

【山上委員】 そうなると、20人ぐらいの救急患者が1日に受診するということが7,300人ぐらいということですね、年間ですね。そうなりますと、ちょっと消防長の方にお伺いしたいんですけども、救急隊出動、年間どれぐらい。

【秋吉委員】 1日平均10件ぐらいで、去年は3,500件。

【山上委員】 そうしますと、7,300件の救急患者を受け入れるというようなキャパをつくるということは、ほとんどの救急を受けるといような考え方であるということに、市の救急を受けるといような形になるかと思うんですけども、この辺の考え方ですね、他の病院との兼ね合い、この辺をまた考えていかなあかんというふうに私は思っておりました。この200床という算定の仕方、確かに多い方がスタッフもたくさん配置できますし、たくさん患者さんを診れるというのは確かなんですけども、果たしてこの市民病院で生駒市の救急患者を診るといような体制がコンセプトになるのかということにちょっと疑問を感じたということです。

【関本委員長】 それは質問でしょうか、私に対する。

【山上委員】 今のは確認です。また、後ほどこれに関連しました提案もさせていただきたいと思いますので。

【関本委員長】 後ほど。どの機会でございますか。

【山上委員】 それはまだ考えているので、後ほど。そういうちょっと疑問を感じたという点と、それぐらいのキャパがあるということですね。ありがとうございます。

以上です。

【関本委員長】 山上委員からは資料7-1に対する質問及び前回の議事録に対する質問はこれではないかということですね。

【山上委員】 そうということです。

【関本委員長】 それでは、資料7-1につきまして、ほかの方から質問は何かございますでしょうか。

そうしましたら、以上をもちまして、諮問があった病院事業計画案についての審議を終えましたことから、生駒市病院事業計画に対する生駒市病院事業推進委員会の答申案として、その内容、文言等を確認していただきたく思いますので、何かご意見がございましたらお願いします。何かございますでしょうか。

(「特にありません」の声あり)

【関本委員長】 特にないということなんですけど、ほかの方も特にないということよろしいでしょうか。

大澤委員、よろしいでしょうか。山上委員もよろしいですか。

【山上委員】 大澤先生の意見というのは。

【関本委員長】 大澤委員の意見は、先ほどの説明もありましたように、一番最初の表がありますね、多数意見と少数意見を横に並べたものがございますが、このうちの8と9のところに前回大澤委員がおっしゃったことがそのまま、事務局と大澤委員の方で詰めたものが提示されております。

【山上委員】 私、先ほど言いましたように、病院のコンセプトとして先ほど言いました救急患者さんを7,300人ということで、救急隊の方は3,500件ぐらいの出動ということで、ほとんど全部受け入れるような体制であるというようなことで、そうすると、市内の既存の病院に対して影響が及ぶんじゃないかというのは医師会代表としまして非常に危惧しております。

そこで、1つの意見なんですけども、市内の病院の院長、また事務の方の意見というのを一応聞いた上で市民病院というものをつくっていくという形で、一度この答申案に対しまして各病院の方から御意見等がないかというのをこの委員会で聞いてみる

のはいかがなものかと思えます。どうでしょうか。

【関本委員長】 この委員会は、原則的に諮問されたものだけを審議することになっておりますが、そういうわけでまずは前回の大澤委員の意見についての審議を終えてから、ただいま山上委員からの御提案を御協議、この委員会の中でどういうふうに取り扱うか御協議願いたいという形で進めていきたいんですが、それでよろしいでしょうか。まずは諮問内容について審議を終わらせるということではどうかという私からの提案ですけれど、それでよろしいですか。

(「結構です」の声あり)

【関本委員長】 いいですか。

【山上委員】 御意見を聞いていただけるのなら。

【関本委員長】 そしたら、山上委員の意見というものをどう扱うかということは、とりあえずは大澤委員の意見についての審議を終えてからということで、引き続いてということでもよろしいですね。

じゃ、そういうことでもとに戻りまして、一応修正等の御意見はないようですので、この答申案を了承し、本委員会の答申とさせていただきますということでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【関本委員長】 それでは、委員の皆様から御了承いただきましたので、本案を答申とさせていただきます。委員の皆様は、お手元の答申案の案を消していただきますようお願いいたします。

それでは、早速、本答申を山下市長にお渡しさせていただきます。

「山下市長殿、本案を委員会の答申案とさせていただきます。」

【山下市長】 ありがとうございます。

【関本委員長】 それでは、答申が終わりましたので、引き続き、先ほど山上委員から申し出がありました山上委員の御意見というものをどのように取り扱うかということになりますが、とりあえずどういう立場で御発言されますか。生駒市医師会の立場ということですか。あるいは、山上委員個人のお立場ということでしょうか。

【山上委員】 医師会代表で来ておりますので、医師会の意見しか発言はできませんが、先ほど言いましたように、今後市民病院ができましたら、既存の病院とのかかわりというのが非常に大事でございます。現在は市内の3病院、近大を入れまして4病院と市外の2病院で二次、三次救急を頑張らせていただいているわけですが、その病院とどうかかわっていくかということなしには市民病院はあり得ませんので、やはり各病院の意見というのは聞いた上で市民病院を運営していくというのが非常に大事なことじゃないかと私は思うんですが。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 答申がただいまされましたので申し上げたいと思いますけども、生駒市内の病院とか、あるいは生駒市内で開業しておられる診療所の皆さんとはこれから十分打ち合わせさせていただくことは非常に結構だと思いますが、ただ、この委員会は、市長から諮問されたものを審議する委員会ですから、この委員会はそこまでの権限は実は持っていないと思うんですね。だから、もしそういうことについて病院なり、診療所の皆さんと意見を交わすということであれば、それは市長、市と改めてお話しただくというのが筋だろうと思います。

【関本委員長】 ほかに御意見、ございますでしょうか。
大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 重要なことですので、病診連携や病病連携、これまでの市長さんのお考えやと、生駒市立病院単独でやっていきそうな気配ですので、ほかの病院との連携は全く頭の中に、今までの意見を聞いていますとないみたいなので、やはり市内の病院とどうかかわっていくかというのは大切な問題で、答申案が出ましたですけども、それは運営に関係する部分になりますので、大事なことです。

それから、この推進委員会の規則の中の第5条の関係者の出席等ということで、「委員会が必要であると認めるときは関係者に対して会議の出席を求めて、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる」と第5条にうたっていますので、全く関係ないんだと、市長の答申以外はないんだ、やらないんだということではないかと思います。

【関本委員長】 大澤委員、ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

一応答申が終わったわけですけど、今からつくる市民病院というのは市民のための病院、市民にとって何が一番よい医療サービスになるかということを考えるということはぜひとも必要でありますので、それは市内の医療関係者であるとか、医療のリソースですね医療資源、人も含め、設備も含め、すべてを含めそういうものを有効利用していくというのは、私個人としては非常に大事なことだと思います。

問題は、どういうふうにしてその仕組みをつくっていくんだということになると思いますが、例えば、山上委員、あるいは大澤委員の方から具体的にはどういうふうになんとか新しく病院をつくる、指定管理者、さらには市、さらには医師会も含めた既存の医療施設との話し合いとか、そういう場をつくっていくかということについて何か御意見はございますでしょうか。

大澤委員。

【大澤委員】 こういうことが出てくるというのは、この答申案自体が、本来は生駒市長は市民の側に立つべき人なんですけども、どうして指定管理者の意見に従ってしまって、本当に市民についての病院ということで協議をされていないのかな。そういう考えがないという危惧がありますので、今日の議案のところには協定書、基本協定書というのがありますが、その中にそういうことを盛り込んでいただくように、それがなくとちょっと市民病院としての質が担保できないし、本当に市民のための病院になり得ない可能性がある。徳洲会、指定管理者候補になっていますけど、実質的には

指定管理者のようなことで話は進んでいますし、指定管理者の徳洲会の言いなりになったような答申案、協定案になりかねないので、市民の方を向いていない病院になってしまいますので、病病連携に関しては、やはり周りの市内の病院の意見も一応聞いて、協定書の中にそういうことを盛り込めれば病院の市民病院としての質が担保できることになると思います。

【関本委員長】 南委員、どうぞ。

【南委員】 この答申案ですね、6番。地域医療の支援に対する取り組みというところがありますね。ここに対して、いわゆる地域の医療機関との協力、そしてまた、その医療機関に従事する人たちへの教育、そういう周辺医療機関との連携ということに関しては書かれておりますし、それから、さらに7番目に病院事業の運営に関する情報の開示及び広報という点においてもこういうことが書かれておりますので、基本的には大澤委員がおっしゃったように、次の協定書の中で、もしその運営に関して表現できる部分があれば、その部分を活用すればいいのではないかなというふうに思います。

【関本委員長】 何かほかに御意見、ございますか。

もう既に協定書の話の方に行きかけているんですが、このまま引き続き協定書案の審議に移るということでよろしいでしょうか。

そしたら、この前お諮りしましたように、協定書はかなり長いものでございますので、この前の取り決めでは、とりあえず小分けにして1章ずつをひとまとまりとして質疑、さらには意見交換というふうに審議をしていきたいと思っております。

それでは、早速第1章の総則からいきますけれども、まず、第1章、総則についてまずは何か御質問、ございますでしょうか。

大澤委員。

【大澤委員】 総則に行く前に、前回の会議のところで、甲は生駒市ということですが、指定管理者の乙のところは、医療法人徳洲会というのははずすということになっていますが、それはなっているわけですね。

【関本委員長】 この前、委員会のコンセンサスとしては、とりあえず徳洲会というのは特に指定せずに、各自何を思い浮かべるかというのは自由にして、とりあえずは決定しないかわりに、たたき台はたたき台にして審議するということになっていたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

どうぞ、大澤委員。

【大澤委員】 一番最初の案ということで、この市立病院の管理に関する基本協定書ということですが、基本協定書、それは市民病院の骨格になるものですので、非常に基本的なところ、先ほど答申されました病院事業計画とは非常に性質がまた違う基本的な骨格というようなもので変更ができませんので、慎重に協議する必要があるかと思っております。

先ほども言いましたように、市民のための病院というコンセプトで、あくまでも基本協定書というのを作成していただきたい、総則に入る前に大原則として市民のための病院ということを常に頭に入れて、指定管理者のための病院ではありませんので、

市民のための病院ということで、委員の皆様はそこを頭にたたき込んでおいていただきたいと思います。市長さんも、市民を代表しているんだということをまず頭に入れておいていただきたいと思います。

基本協定書を幾つかちょっと、時間がなかったんですけども読ませていただきましたですけども、基本協定書、病院側の基本協定書の中身は、ここに掲げているような管理に関する基本協定書とうたってあるのもありますし、それから、管理運営に関する基本協定書、運営も入れてあるという協定書もあります。この生駒市の出してきた案では運営が抜けてしまっておりまして、それは具体的な中でそういう運営協議会の設置、それから、事業評価委員会の設置等が盛り込まれていれば文言だけの問題ということで見過ごしてもいいのかなと思うんですけども、この大事なものが2つ漏れ落ちております。第25条の後ぐらいに運営協議会の設置、それから評価委員会の設置、そういう項目を入れる必要があるのではないかと。意図的に外されているのかどうかはわからないんですけども、市民の方からもちょっと指摘を受けまして、これは大事なことだなという考えを持っておりますので、ぜひその辺は、運営協議会の設置、それから事業評価委員会ですね、フィードバックする委員会がなければよりよい病院になりませんので、その辺、項目を入れるためにも「管理運営に関する」というような大きな観念といいますか、そういう形に持っていくべきではないかと思っております。

【関本委員長】 大澤委員のほうから、市民の病院だという原理原則に基づいて、まず、タイトルのところ、生駒市立病院の管理に関する基本協定書であるところを、管理だけではなく運営も入れてはどうかという御意見ですけど、南委員、どうぞ。

【南委員】 私もそれに賛成です。と申し上げますのは、第1章総則の第2条に、「指定管理者が行う管理運営業務の実施」とありますよね。このことから、そして、中身も今大澤委員がおっしゃったように、運営に関しても記載されておりますので、「管理」という言葉だけではなくて「管理運営」とすることが妥当ではないかと思っております。

【関本委員長】 南委員、ありがとうございます。

大澤委員及び南委員より、「管理」だけではなく「管理運営」というふうに文言を変えてはどうかという御意見ですけど、それでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【関本委員長】 それでは、まずタイトルは、「生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書」とさせていただきます。

それでは、もう1つ、大澤委員の方から、運営協議会の設置、あるいは評価委員会の設置ということですけど、これは後の方でいいでしょうか。

【大澤委員】 そうですね。後のところに、さっき言いましたように第5章の後ぐらいが一番適当じゃないかと思うんですけども。

【関本委員長】 それでしたら、第5章のところで運営協議会及び評価委員会のことは協議するとして、まずは、引き続き第1章、総則のところでは何か御意見、ございますか。

大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 第1条ですけれども、第1条の1行目のところを「生駒市立病院を適正かつ円滑に管理運営するために」という、運営をつける必要があるかと思います。

それから、2つ目の公共性等の尊重ということで、第2条の第1項、これはこのままでいいかと思います。「公共性を十分理解して、その趣旨を尊重するもの」ということで市民のための病院だということをここでうたっておりますので、これはいいかと思います。

第2項が少し問題があると思います。甲、生駒市ですね、「甲は市民に対するサービスの効果及び効率の向上」、この「効果」というのはちょっと異質な感じがあります。サービスの質ですね、医療の質になりますので、「効果」というよりも、「効果」は何か費用対効果という、そういう物的なものになりますので、サービスの質だと思います。医療の質だと思います。「サービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。」ここで丸にしてしまって、後の「図るため、乙の能力が最大限、乙というのは指定管理者のことですけれども、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。」ここがちょっとひっかかります。このままであれば、乙のやりたい放題になる可能性があるということ、そういう危惧が、こういう文言があれば危惧が、今出た病院事業計画案では本当に市民のための病院になっているかどうか、甚だ疑問で、特に小児救急というのは大きな問題なんですけれども、その辺が指定管理者の言いなりになったような文章になっておりますので、そのままこれを残してしまうと、ちょっと市民のための病院にはほど遠いものになってしまう可能性がありますので、先ほども言いましたように、大切な市民のための病院ということで、乙のための病院ではありませんので、甲も、生駒市も乙の意見を代弁するんじゃなくて、市民の意見を代弁しなくてははいけませんので、こういうところを残してしまえば、ちょっとその辺が危ないかなという気がいたしますので、一応2行目の増進を図るというところで、あとは削除すべきかなというふうに思っています。

【関本委員長】 大澤委員の方から、第2条についていろいろ御意見が出ました。まず第1条に関しましては、同じように管理運営の「運営」を入れてはどうかということですが、これはタイトルにも入っておりますので、これでよろしいかと思っておりますけど、皆様、これでよろしいですね。

今度は第2条ですが、まずは、第2条第2項のところ、「サービスの効果及び効率」のところを、「効果」というよりも「質」という方が医療にはふさわしいのではないかという御意見だったと思うんですが、これもこのとおりで、御提案のとおりでよろしいでしょうか。特に異議はございませんか。それでは、ここも「サービスの質及び効率を向上させ」というふうに変更ということにします。

最後のところで、「増進を図る」でとめておいて、その後の「乙の能力が」の後は削除するよということなのですが、まず、この「乙の実施方法や提案等を尊重する」というのは、事務局、これはどういう意味があるのでしょうか。

【稲葉病院建設課長】 当然指定管理者方式で公の施設、今回の場合は病院なんですけれども、そういうものを一般論的には公の施設を指定管理者方式で運営するような形にはなろうかと思いますが、そういう場合については当然受ける側の指定管理者の一定のそういう意思、提案とか実施方法というものを当然、丸のみするわけじゃないですけれども尊重するというので、これは一般的に指定管理者方式でこういう基本

協定を結ぶ場合には記載されているということでございます。

【関本委員長】 今の事務局の説明では、指定管理者方式ではあるけれど、指定管理者の自由度を保証するためにこの文言があるということだと思んですが、ほかに何か。

谷口委員。

【谷口委員】 この文言は、大澤委員が言われるとおりなので、これは甲はとなっておるのが、乙はなんです。市民のサービスの質というのは医療の質とおっしゃったでしょう。生駒市が医療の質を向上させるんじゃなくて、病院がサービスの質を向上するようにするという事です。甲は、その後「図る」でピリオドを打って、「乙の能力が最大限発揮されるよう云々」というところの前に、「甲は」というものを入れれば、このままで別におかしくはない。甲は、いわゆる病院が市民の医療の質を向上させるために一生懸命努力すると。そのことに対して生駒市はバックアップすると、こういう意味にすれば問題がないでしょう。

【関本委員長】 谷口委員の今の御意見は、「乙の能力が」の前に「甲は乙の能力が最大限発揮されるよう」というふうに。

【谷口委員】 最初、第2項の初めが、「乙は市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。そして、甲は乙の能力が最大限発揮されるよう本業務の実施に当たって乙の実施方法や提案等を尊重する。」

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 第2項は、甲というのは生駒市で、「甲は市民に対するサービスの」、直された文言で言いますと、「質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるように本業務の実施に当たって乙の実施方法や提案等を尊重する」と。最初の「甲は」というのは、最後の「尊重するものとする」というところに係っているんです。甲は何々のために乙の実施方法や提案等を尊重すると。ですから、指定管理者方式というのが、このケースで言えば病院の運営に、管理運営のノウハウを持っている指定管理者の提案等を尊重しながら地域の福祉の一層の増進を図るといふ、そういうこととございまして、一方、これが大澤委員の御指摘のようなやりたい放題というようなことにならないということは、第1項で、今度は乙は市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重すると。

ですから、お互いが相手の立場を尊重してやっていこうと、こういうふうにこの第2条全体は読んでいただきたいと思いますね。指定管理者は、今回の病院があくまで公立病院だということをも十分に理解して尊重してほしいと。一方で、病院の設置者である市は市で、その指定管理者が病院の管理運営に精通しているということで、その提案や実施方法を尊重しようと。しかしながら、あくまでそれは第1項の公共性の尊重ということに向けられたものでなければならぬと。

ですから、甲が乙の実施方法や提案を尊重するのも、その前のところに書いてある地域の福祉の一層の増進を図るために尊重するという事ですから、もし乙の提案がサービスの質や効率の向上とか、あるいは地域福祉の一層の向上の増進に資さない場

合には当然尊重する必要はないと、こういうふうに読んでいただければいいのではないかなと思います。

【関本委員長】 井上委員。

【井上委員】 前回、この協定書にかかる時に資料をくださいということでしたんですけども、このいただいた、どこの病院なのかわからないんですけども、協定書の文言と全く一緒なんですよね。どうしてこれ名前を隠さないといけないんでしょうか。どことどこの協定書なのか、ちょっと教えていただけないですか。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 井上委員の方から何点かもしあれば個別にということで提供させていただきました。その黒塗りにさせていただいているのは、あくまでも先方の市の方から好意的にちょうだいしたもので、オープンにするときにはわからないような形にしてほしいという形で、向こうの注文があったということでございますので、よろしくをお願いします。

【関本委員長】 井上委員。

【井上委員】 1点だけ確認させていただきたいんですけども、その相手の病院というのは徳洲会関係の病院じゃないですね。

【関本委員長】 事務局、どうぞ。

【稲葉病院建設課長】 これは、当然違います。ただ、民間の医療法人ということだけは言えると思います。

【関本委員長】 井上委員、それでよろしいでしょうか。

【井上委員】 はい。

【関本委員長】 梅川委員、どうぞ。

【梅川委員】 第2条に書いてある「公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。」一般的に公的な病院では「政策医療を十分に認識し」とか、そういう表現があるんですね。だから、この「公共性を十分」というのは、何か漠然とし過ぎて、やはり実際政策医療を行うというのが公的病院の使命ですので、そこをそういうふうにしてもらった方がわかりやすいと思うんですが。

【関本委員長】 まず、大澤委員の方からは、一番最後の文言を削除するという意見がありましたけれど、それに対しては、市長の方から、その文言を削除しなくても十分に大澤委員の意図するような内容が表現できているということなんですけど、まず、それに関してと、もう1つ、梅川委員の方からは、公共性というのは何かというのが非常に漠然として、市民病院の第一義は政策医療を行うことにあるので、政策医療に

その文言を変えてはどうかという御提案だと思えますけれど。

【関本委員長】 安部委員。

【安部委員】 基本的には、答申の本体のところ、梅川委員がおっしゃったような話は述べられているということで、答申を乙が実際に実行する場合に、もう少し細目を詰めてこうなったということですから、ベースは答申本体にでき上がっているというふうに思います。

それから、もう1つは、第3条の信義則というのが出ていますけれども、お互いに疑心暗鬼で協定書というのはつくるわけにはいかない。ただ、信義則に基づいて、けんかするまでではないけれども、やはりお互いに述べるべきところは当然述べると。織り込むべきところは織り込むというのは当然だと思えます。それは、いろんな後半の文言のところで議論が出ていると思えますけれども。

だから、お互いに紳士協定的な部分が協定書というのはあるわけで、詰めるところは詰める。そのかわり、お互いに尊重するところは尊重する。基本的には信義則がベースとなっている。こういう趣旨、基本協定書というのそういう趣旨ですから、あまり細かいところをがんじがらめに縛るとするのは基本協定書の趣旨から外れてくる可能性があってというふうに私は思っています。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 それは反対でね、基本協定書というの骨格、生駒市立病院の骨格になるものなので、そこは具体的にしっかり押さえておかないと、ファジーのままで行ってしまうと解釈の仕方によってどっちでもとれるというような形になる。今おっしゃったような病院事業計画案の方でうたっているということなんですけど、その病院事業計画案自体が指定管理者が出してきたもので、決して生駒市民の病院というコンセプトに立ったものではないので、医療審議会での意見とも食い違うような内容のものになっておりますので、その辺が微妙に危惧されるので、これは外しておいた方が絶対に将来のためにいいということで指摘させてもらっています。

【関本委員長】 大澤委員の意見は、「囿る」から後はやはり外しておいたほうがいい。

【大澤委員】 これは絶対引き下がれない、ここは。危ない。今までの議論の中で見てきておきますと、やっぱりここは外すと非常に徳洲会、指定管理者の偏ったような、決して生駒市民の役に立つような病院にはならない可能性は十分ありますので、なりふり構わずやっていきますので、そんな甘いものじゃないので。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 大澤先生がおっしゃる、病院事業計画案の内容が徳洲会の案というのはどこのことをおっしゃっているんですかね。病院事業計画案というのは、病院事業の基本方針から今後10年間における事業計画の収支の見通し全体、さっき答申した全体が病院事業計画案ですから、あれが全部審議した話ですね。これは徳洲会案でも何でもないということが1つ。

それから、梅川委員が言われた公共性のところを政策医療ですか、というふうに置き換えてはどうかとおっしゃる、これも公共性というのは何も政策医療だけじゃないでしょう。市立病院が果たす役割というのは政策医療のほかに公衆衛生の向上とか、あるいは医療教育だとかいろんなものが入っているから、そういうものを含めて、これは公共性というふうに言っていると思うので、このところはそういう意味でこれで十分いいんじゃないかなと思います。

【関本委員長】 ほかに御意見、ございますか。
井上委員。

【井上委員】 政策医療については、他の協定書を見れば実際入っているところも現実にはありますし、何より先ほど安部委員が言われたように、どこまでが協定書の中で縛りをつけるのか。どの部分を仕様書の部分にするのか。今回、生駒市の協定書にはこの仕様書というのがないんです。だから、どこまでやればいいのかというのがすごくあいまいになっている部分があります。

他の協定書、他地区の協定書を見ても仕様書がありますし、現に生駒市の温水プール、これにも仕様書がきちっとつけてあるんです。今回はなぜ仕様書をつけなかったのか。そこで縛ることも可能かなという気がするんですけど。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書という基本という意味は、憲法という意味です。だから、施行細則は病院事業計画案なんです。基本協定書というのは基本的に信義則をきちっとここへ書き込むことで、この中で施行細則を入れるという必要はない。

逆に言うと、こういう事業推進委員会がなくて、そういう施行細則も何もなければこういうものの中に全部入れるという場合もあるかと思いますが、今回の場合は別にちゃんとした病院事業計画案というのが出ているから、こちらの方は基本協定書と、こういうことになっているんだと思います。

【関本委員長】 済みません、事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 今議論をいただいています仕様書の件とか、それから病院事業計画とこの基本協定書の位置づけでございますけれど、仕様書をつけておられる他の団体もしくは市の施設でも、今回、この委員会で先ほど答申をいただきましたような病院事業計画という根本となるものを策定されていない場合は、当然基本協定の中でそういう細かなところをうたっておられるところがほとんどでございます。生駒市の場合は、その根本になる病院事業計画というものを、はっきり言いまして、この基本協定書を締結する前提となる、いわば上位になるような計画でございます。そういう位置づけが後ほどの審議していただくところで、どれをまず一番上、条例とか法律とか、それから、その病院事業計画、そういうものを遵守してこの業務をするんだというような、後ほどのところで出てまいりますので、この位置づけというものをそういうふうな位置づけでお考えいただきたいなど、仕様書がないというのはそういう理由でございますので。

ただ、具体のもっと細かなところにつきましては、当然これだけでは対応できません

ん。それは、実際にこの業務というんですか、指定管理期間が始まる前に詳細協定等、また年度協定というもので結んでいくというのが一般的ということでございますので、よろしく願いいたします。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 市のほかの施設で指定管理方式を採用しているのは多々あるんですけども、そういう施設で、要するに市から指定管理者に対して、この施設の管理、こういうふうにしてくださいという市の方針を示したものが仕様書でございます。先ほど課長の方から話がありましたように、よその病院では、市立病院では、今回本市が掲げているような病院事業計画がございませんので、ですから、体育館とかプールとか、そんなものと同じように仕様書というものを定めてそれに従ってやってくださいというふうに指定管理者に言っている。それが大前提となって、そのもとで指定管理者側と施設の設置者との間で年次報告はどうしててくださいとか、そういう細目を決めていくのが基本協定ということでございますので、本市では仕様書に代わる病院事業計画というものがあるので仕様書がないということで御理解いただきたいと思えます。

それと、今、稲葉の方から申し上げた点が3ページの第13条というのに書いておりますけれども、第13条の第1項で、「乙は本協定、年度協定、関係法令、条例等のほか、設置条例に基づく病院事業計画及び第22条の規定に基づき乙が提出する事業計画書に従って本業務を実施しなければならない。」こういうふうに書いてございますので、仮に基本協定に書いていない項目でも、病院事業計画の方に書いてあれば、それは守らなければならないと、そういうことでございますので、病院事業計画には書いてあるけど基本協定にないから基本協定にも入れておかなければならないということは、必ずしもそういうことはないのかなと。病院事業計画に書いてあれば、基本的にそれは乙は守らなければならない。そういうふうに御理解をいただきたいと思えます。

【関本委員長】 じゃ、山上委員。

【山上委員】 今ちょっと市長の方から話が飛んだところを、私もちょっと疑問に思っていたんですけども、そうなりますと、この基本協定と第13条の第2項に書いています年度協定、事業計画書の順で言いますと、どれが一番優先されるんでしょうか。これでしたら本協定が一番優先されるんですね。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 これは、並んでいる順番と重要性というのはあまり関係はございませんで、当然まず関係法令、医療法等関係法令を守るのが当然でございますし、本市の条例を守るのは当然です。ですから、基本的には関係法令、条例、そして病院事業計画、本協定、年度協定と。基本的にはこんなふうにお考えいただければいいのではないかと思います。

【関本委員長】 山上委員。

【山上委員】 そうすると、事業計画書よりも本協定の方が大事だということですね。

【山下市長】 反対です。

【稲葉病院建設課長】 病院事業計画ですか。事業計画書ですか。

【山上委員】 病院事業計画が一番大事だと。病院事業計画が優先されるということですね。

【山下市長】 はい。

【関本委員長】 ほかに。
大澤委員。

【大澤委員】 ちょっと話が飛んでしまっていて、第13条のところもいっぱい意見がありまして、年次協定も大事なんですけど、年次協定書の案、この中には全然入っていませんので、第22条の後に年次協定の定義上の条項が必要かと思います。一応ここでは飛び過ぎますので、これはまた後で、そこに来たときに言いますけれど、今は第2条の第2項のことをやっております、事業計画書というのが大前提になるということなんですけども、事業計画書の、先ほども谷口委員の方から徳洲会のことなんかいっつも出ていないじゃないかという指摘がありましたけども、実際は委員会で徳洲会からの委員といいますか、徳洲会の人間が出てきて、人員体制とか、医療従事者の確保の方法、それから救急に対する取り組みですね、この辺のところを徳洲会の方が説明して、徳洲会の都合のいいような形でしかここに盛り込まれていないんですね。だから、決して医療審議会で指摘されたようなことがクリアできていないんですね。そこを努力するような形でやらないと、徳洲会の言いなりになっちゃって、特に生駒市では小児の二次救急、そこが一番押さえておかないといけないところが一番ルーズになっているというような事業計画書ですので、その辺はちょっとこの協定書のところでしっかりある程度押さえておかないと、このままでいってしまえば市民が泣く病院になってしまいますので、この辺をしっかり議論していただきたいと思います。ここへ話を戻してください。

【関本委員長】 第2条に戻りまして、とりあえず一番上に来るものが関係法令、条例、病院事業計画であるという原則があって、その下にこの基本協定書があるので、病院事業計画に書いてあることを守ってやっていくのは原理原則であるということなので、ここで問題は、先ほどちょっと大澤委員の提案に戻りますと、最後の「乙の能力が」以降の文言を消さないで大澤委員は非常に何か危惧するべきことが起こるのではないかということなんですけど、この文言は、まずあったらどうなるかということと、なければどうなるかということだと思えるんですけども。なくした場合に何か問題がございませうでしょうか。

というのは、病院事業計画が上に来ますので、ここにこういうことが書いていなくても病院事業計画に沿ってやるということは必要である。そういうやり方をすることにはあると思うんですが。

反対にあった方がいいんだという御意見はありますか。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 この文言がないと、この第2項というのはどういう意味なんですか。公共性等の尊重、第2条第2項でしょう。

【関本委員長】 まず、第2条第2項ですね。

【谷口委員】 だから、「甲は市民に対するサービスの」、これ「質」で僕はいいと思うんですが、「及び効果の効率の向上をさせる。もって地域の福祉の一層の増進を図る。」これ、あまり意味がないですな。ここへわざわざ入れないけませんか。そういうことを。

【関本委員長】 今のは第2項全部をなくすべきだという意見ですか。

【谷口委員】 さっきこの文言が何で入っているかということについて市長から答弁がありましたけども、第1項の乙は云々ということに対比する形で第2項というのは入っていると思いますので、その意味は、乙の能力が云々、最大限発揮されるようというところが入っていないと、この上との項目で整合性が全然なくなっちゃって、第2項がなくていいということになるけど、第2項がなくていいということになると、第2条の第1項、これだけで一方的に乙に対する公共義務だけを課してしまうということになるので、これは信義則だから、両方の話を入れるとなると、どうしてもこの第2項の乙の云々というところを入れないと文章の整合性がとれない、こういうふうに思います。

【関本委員長】 谷口委員の方からは、前半だけだと第2項の方はないのと同じなので、やはり全文を入れるべきだという意見なんですが、山上委員。

【山上委員】 信義則というのは当然第3条のこれでいいと思うんですが、やはり市による市民病院のコントロールということが非常に大事だと思いますので、「甲は乙による市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る」というような文言にしてみてもどうでしょうか。市による市民病院の責任といいますか、管理運営に対する影響力というのをやはり残しておく、どこかに書いておくというのが大事じゃないかと思うんですけども。

【谷口委員】 それが第2条の第1項でしょう。

【山上委員】 これは、乙はというか……。

【谷口委員】 乙というのは指定管理者。

【山上委員】 指定管理者は公共性を理解してするということですけども、甲ですね、生駒市の方も、「甲が市民に対するサービスの質向上を図るようにする」という文言でどうでしょうか。

【谷口委員】 それだけでは、これ、甲と乙というのは生駒市と指定管理者とがお互いに交わっていて、第2条第1項は乙、指定管理者に対して求めている条項ですわね。こういうふうにしてくださいよという。第2項は、それに対して今度甲、いわゆる生駒市は、だから逆に言うと、市民に対するサービス、この最初の方は形容詞なんですよ。むしろ乙の能力が最大限発揮されるよう本業務に当たって生駒市は協力しますよと、こう言っているわけで、その前の形容詞として「市民に対するサービスの効果及び効率を向上させて、もって地域の福祉の一層の増進を図る。」こんなことは市がやることは当たり前のことなただけども、一応これを頭に入れておくと、こういうことで。本来は、「乙の能力が最大限発揮されるように」というところが第2条第1項と対比されるわけです。

【関本委員長】 さっきからの議論を聞いておきますと、その文言があるないによって非常に重大な影響が起こるのではないかと双方が非常に懸念してしまっていて、枝葉末節と言ってしまったらよくないんですが、ちょっと文言だけにこだわり過ぎているように思うんですが、本質は、やはり指定管理者が自分独自の思うとおりのことをするのに夢中になって生駒市に必要なことをしないのではないかと、そういう懸念は当然あってしかるべきで、そういうときにどうやって市のニーズを指定管理者に反映させた医療をやってもらおうかというところの仕組みを作る方が大事で、おそらくこの文言1つがあるないでそういう仕組みがなければ、この文言があるないにかかわらず、やはりそういうふうなクオリティーコントロールみたいなふうにはならないのではないかと個人的には思うんですが、安部委員。

【安部委員】 今の関本委員長のお話、そのとおりでと思います。別に仕掛けをつくっておけばいい話だと思います。

【関本委員長】 南委員。

【南委員】 おっしゃるとおりだと思います。それで、私は大澤委員もおっしゃっていましたが、後ほどその部分をしっかりと協議し合える、そういう連絡協議会的なものを設置するというふうな文言を入れておけば、私は大澤委員のおっしゃっていることも十分反映できるし、市民のための病院建設という点においてはいいと思いますので、そのことに関しましては、私自身は第4条で提案をしたいと考えております。

【関本委員長】 お二人からそういう御提案をいただいたので……。
南委員。

【南委員】 結果的には、第2項はこのままで問題はないと思うんですけど、ただ、大澤委員がおっしゃったように、「効果」という点においても、これはあくまでも病院の協定書ですから、「質」という言葉の方が的確なのではないかなと私は考えます。

【関本委員長】 梅川委員から御提案いただいた政策医療の部分も、質を保証する仕組みのところでは何かそういうものを定義すればいいのではないかと委員長個人の意見としては思うんですが、いかがでしょうか、梅川委員。

【梅川委員】 それが入っていないので、それを入れるということであれば私は了承します。

【関本委員長】 それでは、大体皆様の意見がまとまりましたので、とりあえず、大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 細かいことに関しても、それを歯どめをかけるものとしては第5章、事業計画書、事業報告書等のところに協議するとかそういうことが載っておりますし、一応、南委員もおっしゃっているように、運営協議会の設置、それから評価委員会の設置等の項目もここで盛り込んでいただくように担保できるんですけども、ただ、事業計画書が第一義に、大前提ということで第一義に置かれるということでもありますので、この出ております事業計画書では非常に指定管理者に偏った、山下市長さんにもお聞きしましたですけども、そここのところも小児科のドクターの人員のところには改めることなしに指定管理者の意見に従って、徳洲会側の事情があるのだからというようなことで市民の側に立つような意見でありませぬので、これを残すとそういう形で進んでしまう可能性がありますので、ここは絶対に削除しないと後々の禍根を残すような瑕疵のある協定書ということになってしまう可能性があります、ここはちょっと譲れないです。

【関本委員長】 大澤委員は、やはりこの文言を削除するというふうに提案ということで、これは意見が割れていますので、ここで採決に変えようと思っておりますけれども、それでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、まず、大澤委員御提案の「乙の能力が」以降は削除し、その前の文章を「福祉の一層の増進を図る」と定めるという意見に賛成の方、挙手をお願いします。

【大澤委員】 ちょっと待ってください。このままの文章ではなくて、「甲は乙の行う事業をサポート、もしくは補佐することにより市民に対するサービスの云々」ということですね。第2条第2項ですね。「甲は市民に対する」じゃなくて、「甲は乙の行う事業をサポート、日本語で言えば補佐になりますか、サポートすることにより市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る」という文言にして、いかがでしょうか。

【関本委員長】 それでは、大澤委員の御意見である、「甲は乙の行う事業をサポートすることによって市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。」この御提案に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【関本委員長】 4ですね。

それでは、このままでいいという、第2条2項はこのままでいいという御意見に賛成の方、これも4ということで割れましたので、委員長の採択になるのでしょうか。こういう場合は、事務局、どうなりますか、議事進行。

【稲葉病院建設課長】 今日の資料7-1の一番最後のページ、裏の一番裏表紙の反対側ですけど、そこに生駒市病院事業推進委員会規則というのがありますが、その

第3条第3項、「委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、かつ、同数のときは議長が決するところによる。」とこのようになっています。

【関本委員長】 委員会規則では議長が決するという事になっております。

【大澤委員】 けども、こういう規則は認められない、本当は。全般的にも。

【関本委員長】 全般的にも認められないという御意見ですが、ここにはそう書いてございますので、どうするかというと、私が決めるしかないのでございますが。
谷口委員。

【谷口委員】 この条例は、生駒市議会で決めた条例ですから、過半数で決めて、これを決めるというのは。だから、大澤委員のおっしゃっているのは一般論か何かをおっしゃっているのか知りませんが、この条例に基づいてこの諮問委員会が開催されているということは、この条例に従って採決をする、こういうことになると思います。これは井上委員も恐らく御異議はないと思います。

【関本委員長】 それでは、私が決することになりますが、とりあえず最後の文言を変えたところで大勢に影響ないと申しますか、その後でさらに市民及びほかの医療関係者の意見を反映させ、運営ですね。市立病院の運営にかかわれるような仕組みをつくっていけば、この文言を変えること自体は特に必要ないと判断しますので、このままとさせていただきます。

ただし、サービスの「効果」のところは「質」に変えるということで私の意見とさせていただきます。

それでしたら、第2条はこのままとしまして、ほかの部分について、第1章のほかの部分について御意見はありますか。

(「ありません」の声あり)

【関本委員長】 1章はそれでは……。1章で何か御意見がありましたら、お願いします。
はい、どうぞ。

【大澤委員】 第6条ですね、協定期間ということで、ちょっと慌ててつくられたんでしょうね。言葉がダブっていますので、「本協定の期間は甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から同日から20年……）とする」。何かおかしいでしょう。「同日から」はとらないと。開設の日から20年を経過する日の属する年度のいついつまでとする。「同日から」は要らないんじゃないかと思うんですけど。

【関本委員長】 「同日から」というのは、これは純粹に間違いではないかということですが、市長、どうぞ。

【山下市長】 これは、20年の起算日を明確にするためにあえて再度「同日から」というのを入れているに過ぎません。恐らく大澤委員御指摘のとおり、生駒市立病院開設の日から20年を経過する日の属する年度の末日までというふうな日本語であっ

でもその20年の起算日というのは生駒市立病院開設の日ということに日本語としてはなろうかと思えますけれども、基本協定書である以上、できるだけ正確な表現をした方がいいということで20年の起算日をあえて入れさせていただいております。

【関本委員長】 市長の方から、それは間違いではなく、あえて日にちをはっきりと指定するために入っている文言だということなんですが、それで大澤委員、よろしいでしょうか。

ほかに御意見は。ほかに第1章について御質問はありますか。あるいは御意見。1章ずつ審議するということになっていきますので、まず1ページすべてですね。

それでは、特に第1章についてはこれ以上意見がないようですので、第2章に移りたいと思います。第2章、本業務の管理。第7条から第11条までとなっておりますが、これに対して御質問あるいは御意見をお願いします。

大澤委員、お願いします。

【大澤委員】 第11条ですね、会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳ということで、会計年度は4月1日から3月31日ということとなっております。第3項ですね、「乙は本業務にかかわる収入及び支出の状況」、ちょっと表現が幼稚かなというふうに。財務の状況という一くくりとしていいんじゃないかなというふうに思います。

それから、「適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出にかかわる帳簿及び証拠書類」と書いてあるんですけども、収入支出にかかわる帳簿というより、先ほど収入支出の状況のところを財務の状況というふうに変えてはという提案をさせていただいたので、そこは財務諸表ですね、括弧して正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録ですね、その辺のところは帳簿のところになりますので、その辺、会計基準の言葉ですね、これは収入支出というのは昔の会計基準で、新会計、ないしは新々会計基準になっておりますので、それに合わせてそういう文言で載せていただけたらというふうに。

【関本委員長】 大澤委員より第11条の第3項、本業務に係る「収入及び支出」の部分「財務」に変え、「帳簿及び証拠書類」の部分「財務諸表」に変えるということでしょうか。

【大澤委員】 第3項ですね。「乙は、本業務に係る財務の状況について適切に帳簿に記帳するとともに財務諸表（正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録）及び証拠書類については次年度に……。」

【関本委員長】 大澤委員からこのような御提案をいただきましたが、ほかに御意見、大澤委員の御意見に対する質問あるいは御意見はございますでしょうか。

安部委員、どうぞ。

【安部委員】 ちょっと私もよくわかりませんが、事務局の方はどうなんですか。

【関本委員長】 市長、お願いします。

【山下市長】 ここに書いている帳簿というのは、さっき大澤委員が御指摘になった財務諸表をつくる前の、いわゆる元帳でございまして、その元帳とか証拠書類とい

うのは領収書とか振り込み明細とか、そういったものでございまして、財務諸表を作成するもととなる、そういったものが帳簿で、その帳簿が正しいことを裏づける領収書等が証拠書類ということで、財務諸表の作成について規定している箇所ではないというふうに理解をしていただければと思います。

【関本委員長】 安部委員。

【安部委員】 わかりました。僕もそうだと思います。言うてみれば総勘定元帳ですよね。そこから財務諸表を毎日か毎月か年度ごとか、そこからつくり上げていくわけですけども、財務諸表をつくる原点になる総勘定元帳、元帳ですよね。それを指しているんだと思いますから、今の市長の御説明で納得いたしました。

【関本委員長】 大澤委員。これはこのままでいいのではないかという安部委員からの意見でございますが、何か大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 言えばお小遣い帳みたいな、と領収書ということですか。ほかのところに、後ろの方に出てくるんですよね。事業報告書等というところにも出てくるんですけども、やっぱりしっかりしたものでないと。もちろん証拠書類を添えてということなんですよ、財務諸表というのは。領収書なしにそんなだけ作ったのでは無理で、後ろの方にも、5ページのところの事業報告書等のところにも出てくるんですが、損益計算書とかいう、古い会計基準の言葉が載っておりますので、あくまでも新会計基準なり、新々会計基準の言葉でやっていただかないと、恐らく生駒市が出しておられるものとしては新会計基準ないし新々会計基準に則ってやっておられると思いますので、そういう文言を使っていただかないと。文言は新しいものを使っていた方がいいかと思います。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 まず、企業経営において財務といいますと資産運用のことをもって財務といいますけど、ここで書かれていることは経理といわれる問題ですけども、損益計算とか貸借対照表では細かいことはわからないわけですね。だから、ここで書かれているような表現になって、これは正確には安部さんが言った総勘定元帳と、こういうことで内部が全部チェックできるということになるんです。

【大澤委員】 それは昔の話で、今の新会計基準ないし新々会計基準では……。

【谷口委員】 日計ってどないしてわかりますの。

【大澤委員】 それはもちろんありますよ。それもあるんですけども、表に出してくるのは正味財産増減計算書と貸借対照表、ないしは財産目録、この3つがちゃんとあるかどうかですね。計算の仕方というか、根本が違うんだと……。

【谷口委員】 それは年度でしょう。月次とかがわからない。

【関本委員長】 安部委員、お願いします。

【安部委員】 大澤さんがおっしゃっているようなことはそこに書いてあるわけで、これはそこに第23条の方にある事業報告書とかこういうものをつくるための原点になる元帳のことを言っているわけです。だから、表面的に、例えば徳洲会が何するかわからんと、帳簿をごまかすかもわからんというふうなことをおっしゃっているのかもしれませんが、それはそれとして、もし乙が会計操作をやったとか、信義則に反して変な処理をした場合はこれをもって、この第11条の第3項にある帳簿、もっと言えば証拠書類とか、証憑書類とか、ここまで突っ込んでチェックを場合によってはさせてもらいますというチェック機能をここで働かせているんです。これでいいんじゃないですかね。

【大澤委員】 ただ、わからないんですよ。ここで意図的に操作されるとわからないので、その3つを合わさないとわからないでしょう。

【関本委員長】 安部委員、どうぞ。

【安部委員】 わからないと言ったら話にならないですよ。これも、第11条第3項、第1項から第4項ですけども、どういうふうに規定したらいいのか。それはどんな偉い公認会計士さんがいらっしやっただって、今おっしゃったような話を防ぐような手だてというのはありませんよ。だから、この議論はやめた方がいいと私は思います。

【関本委員長】 大澤委員、もしこの文言を変える必要があるとおっしゃるんですたら、ただいまの大澤委員の意見に対して……。

【大澤委員】 普通はこういう財務諸表でやるわけで、もちろんもともになるものはあるんですよ、それは。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 大澤委員がおっしゃっている財務諸表は、第23条第5項で医療法第52条に規定する事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書というものを、これを市に提出してくださいと、こういうことになっていますので、大澤委員がおっしゃっているものは、それで担保されると思います。

それと、医療法第52条で規定するいろんな報告書等が本当に間違いがないかどうかというものを調べるために第11条第3項の帳簿と証拠書類があると。ですから、こここのところから帳簿とか証拠書類というものを削除してしまえば、第23条第5項で市が指定管理者から提出を受けるいろんな財務に関する書類の正確性というものをこちらが調べたいときに調べるもとなるものがなくなってしまいますので、これはどうしても置いておかなければかえって指定管理者のやりたい放題になると。指定管理者自体も当然医療法人ですから、当然そういったことでこんな文言がなくても帳簿や証拠書類というものを作成しているはずで、ここでこの第11条第3項の規定のねらいは、要するに保存期間についてきちんと甲と乙との間で協定をしておく。ここにこの第11条第3項の目的があると、こういうふうに御理解をいただきたいと思えます。

【関本委員長】 市長の方から、適切な会計が行われているかということの後戻りして検討できるような帳簿や証拠書類を10年間あるいは証拠書類は5年間ですね、保存しなければいけないということを定めている、そういうことなので、このままでよいという御意見なんです、大澤委員、ここで……。はい、どうぞ。

【大澤委員】 財務諸表をつくり上げるのにそこにあるようなものが要るわけですね。それはないということはないので、財務諸表の後ろについてくるものですから、表には出てないけれどもあるものなんです。

それと、第23条の第5項のところの文言も、古い会計基準の文言でできているので、その辺、新会計基準、ないしは新々会計基準を認識された言葉に直してくださいと言っているんです。

【関本委員長】 それでしたら、ここで採決に入ろうと思いますが、まず、大澤委員の御意見に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【関本委員長】 2票ということで、第11条第3項はこのままでということになりました。

ほかに、第2章のところで何か御意見、あるいは修正を提案とか、ありますでしょうか。

ないようでしたら、次、第3章にまいりたいと思います。本業務の範囲。これは、第12条だけとなっております。

大澤委員。

【大澤委員】 第12条の(1)ですね。業務範囲について規定しておるんですけども、「市立病院における診療及び検診」ということで、検診はこれによろしいんですか。

【関本委員長】 検診はこのままでいいかというのは、これは病院事業計画で健診のところ、変更があったということを受けてでしょうか。これは、答申案のところの大きな6番、地域医療の受け入れに対する取り組みというところに、もともと「企業や学校の健診等の支援を行います」とあったものを「二次健診の分担等の協力体制を整備します」に変わりましたが、そのことでしょうか。

【関本委員長】 梅川委員。

【梅川委員】 この検診の検は、後ろの方では健康の健ですね。これが違うなど。

それと、「市立病院における診療(診療時間外における救急医療を含む)」と書いているんですが、診療時間というのは、どこかに記載があるんですか。

【関本委員長】 事務局、診療時間は特に記載はなかったと思うんですが、それで間違いはないですか。

【稲葉病院建設課長】 この基本協定では、診療時間は記載しておりません。これ

は細目協定になろうかと思っています。

【関本委員長】 大澤委員及び梅川委員は、この（１）のところを変えた方がいいという御提案でしょうか。どのように変えたらいいという御提案ですか。

【大澤委員】 細かいことにこだわっているんですけども、病院事業計画案と違う文言が使われていて、ここに出てきている検診というのは、がん検診とか、糖尿病検診とか、そういう検診で、こっちの病院事業計画書に出てきている市民の健診というのは健康診断の意味ですので、もっと大きな意味でとらえているんですが、こういう狭義の検診でいいのかという、これは協定書だからバックボーンになりますので、この辺は細かく詰めておかないと後で違うと言ったら困りますので。

【関本委員長】 大澤委員の方からは、具体的にこういう記述という御提案はございますか。単に漢字が間違っているということで、二次までは入れる必要はないということですね。

では、漢字が間違っているのは明らかというか、検査の検診と健康の健診は意味が違いますので、健康の「健診」に改めるということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【関本委員長】 それでしたら、第３章第１２条（１）は、検診の漢字を改めるということにします。

ほかに御意見はありますか。

（「ありません」の声あり）

【関本委員長】 それでしたら、第３章はこれ以上意見がないようですので、第４章、本業務の実施に移りたいと思います。これは、第１３条から第２２条までとなっております。

どうぞ、南委員。

【南委員】 この第４章も、本業務の実施というところで、先ほど大澤委員がおっしゃっていました。私も発言しましたがけれども、この部分に第１３条の第２項として、「本業務の実施状況を確保し、市・市民・医療関係者が指定管理者と協議する場を設置する」というふうな文言を加えて、今の第２項を第３項にしてはいかがかという提案です。

【関本委員長】 南委員の方から今のような御提案をいただきましたが、これに対する御意見、ございますでしょうか。

大澤委員。

【大澤委員】 賛成なんですけども、本業務の実施というサブタイトルのところではなしに、別のタイトルを設けて、条項として第何条かということで運営協議会の設置等を定められた方がいいんじゃないか。運営協議会の設置の条項というのは項が細かく出てきていますので、一項では済みませんので、別の第何条かということの、私

が一番適切かと思うのは第25条の後ですね。第6章の前に運営協議会の設置のこと、それから事業評価委員会の設置のことを少し細かく盛り込んでいただいた方が市民参加の市民病院だという認識のもとでそういう条項を一部設けていただいた方がいいんじゃないかと思うんです。

【関本委員長】 南委員の御意見に対して大澤委員より、別の条項を設けて、さらに場所としましては第25条の後、最後のところに、「市・市民・医療関係者が運営について協議する協議会というものを設ける」という御提案ということによろしいでしょうか。

この意見に対してほかに御意見はありますでしょうか。

梅川委員。

【梅川委員】 第15条の第2項に、「乙は、地域の医療機関等と連携し、これを支援しながら地域全体の医療供給体制の構築に努めるものとする」というのも、これもそちらに入るべきものじゃないか。これはいろんなところでこういうのが出てきているので、これもまとめてそちらへ入れられるんだったら入れられると。新たな条を設けられてとしないと、結局、この医療機能等と書いていますけども、地域医療とか、そういうような項目を設けて、そこに入れると。そういうのを一緒に。いろんな場所に入っていた場合には、ここにも入っている、ここにも入っているというややこしいことになるので、全体的にバランスのとれて、ある程度そういうような項目をまとめたふうにした方がわかりやすいんじゃないかと思います。

【関本委員長】 梅川委員の御提案は、第15条の第2項にある「地域の医療機関等と連携し」というところですね。地域医療という項を別に設けて入れるということですか。それとも、さっき大澤委員のおっしゃったような運営協議会に関するところと一緒に持っていくということでしょうか。

【梅川委員】 どちらかという、タイトルをどういうふうにすべきかはわからないですけども、やはり地域医療連携と、あるいは市民とのそういう委員会とか、そういうようなあれをまとめていかないと、あまりにもばらばらなところに入ってきて。だから、そういうようなタイトルをつけてもらって、そこにそれに付随することをいろいろ入れていくというふうにした方がまとまると思うんですね。

【関本委員長】 それでしたら、まず、南委員からは、運営協議会というものを、市民参加のあるいは医療関係者の参加する運営協議会というものをに入れてほしいと。大澤委員からは、別の条項を設けて運営協議会のことを入れるべきだと。さらに、梅川委員からは、地域連携のことも含めて入れるということですが、まず、南委員及び大澤委員より御提案の運営協議会のことを入れるべきだという御意見には、皆さん賛成でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関本委員長】 では、それをどのように入れていくかということですが、これについて御討議をお願いします。とりあえず大澤委員より第25条の後、第5章の一番最後の部分に入れてはどうかという御意見ですが、それに対する反対意見等はないで

しょうか。

ないようですので、それでは、第25条の後に入れるということにしたいと思いますが。

【谷口委員】 第25条の後じゃなくて、第25条を運営協議会の設置にして、その他の報告というのが第26条になるんじゃないですか。

【関本委員長】 そういうことですね。済みません。じゃ、第25条が今の運営協議会の設置ということになりますね。それで、特に反対意見はございませんでしょうか。

【大澤委員】 第25条その他の報告というのは、この章、第5章をくくりの中にあるので、事業計画、事業報告等ですので、それはそこでいいのかと思います。私ないし南先生がおっしゃったのは、運営協議会の設置についてのことで、報告ではないので、運営協議会の設置という新しい条項を設けるということで、それはやっぱり第25条の後ですね、こういう報告の後のところにそういう運営協議会の設置、もう1つは、評価委員会ですね。評価委員会の設置ということで新しい条項として独立させて。

【谷口委員】 だから、それを第25条にして、第26条にその他の報告というのを入れるのが普通でしょう。

【大澤委員】 報告がずっと来まして、事業計画……。

【谷口委員】 だから、これを第26条にしたらいんですよ。

【山下市長】 新たな章にするということですか。

【大澤委員】 章でも構わないですよ。

【谷口委員】 その他の後ろへ来るのはおかしい。

【大澤委員】 文言の始まりとしては、「甲及び乙は、生駒市立病院の運営に関する報告、協議及び調整を目的とした協議会を設置する」ということで、あと、市民参加のこととか、中でうたっていたかかないといけない。これは事務局、もう一度作成していただけたらいいと思います。

それから、評価委員会のことに関しても、運営協議会と同じにしても構わないんですけども、評価委員会での事業を評価し、議論する必要がありますので、そういう大切なものが漏れ落ちているんですね。慌ててこしらえられたのかと思うんですけども、その部分を、また章を新たにされるのであればそれも結構だと思います。

【関本委員長】 大澤委員よりは、第25条が終わった後に運営協議会の設置という、これは章なんですか、それとも条なんですか。

【大澤委員】 今、事務局の方から、章にしてもいいということなので、大事なこ

となので。

【関本委員長】 章として入れると。もう1つ、評価委員会の設置ということで、これも別の章として入れると。

【大澤委員】 それは一くくりでもいいと思うんですよ。

【関本委員長】 とりあえず独立した章として運営協議会の設置と評価委員会の設置の2つを入れる。

さらに、梅川委員の方からは連携について入れるという提案ですが、特にこれらに……。

【大澤委員】 第13条でいっぱいあるんですけど、ちょっと第15条に飛んでしまっているので意見を出しにくいんですけども。

【関本委員長】 先にこの第15条。今の案件について審議した後第13条に戻るといってでもできると思うんですが。

はい、どうぞ。

【大澤委員】 そしたら、第15条で。

その第15条のところに医療機能等と書いていますね。これも行政用語で、何でも「等」がつく。その「等」の意味がわからない。「等」は必要ないのかなという気がするんですけども、第2項のところですね。これは梅川委員が言われたように、地域医療連携ということで、新たに設けないとちょっと大きなことになりますので、地域医療連携ということで1つつくっていただけたらと思います。

次の3のところを第3項、医療従事者、それから看護師さん、医療従事者ですね、「医師、看護師等必要な医療従事者の確保、育成に努めるものとし、良質かつ安定的な医療のために必要な研修を行い、その資質の向上に努めるものとする」という、これも1つの大きな項目になりますので、この2つをさらっと流してしまうんじゃないか、別項目で上げていただいて、もう少し詳しくやっていただかないと変な部分になってしまう可能性があります。

それと、その後に政策医療のことについて、梅川委員がおっしゃったような政策医療、地域医療、小児医療、災害時の医療、その他のことなんですけどもその政策医療についてある程度具体的に述べるところが要るかなとそういう気がいたします。

【関本委員長】 大澤委員にいろいろな御提案をいただきました。

第15条の、例えば第3項のところですね。「看護師・医師の確保、育成に努めるものとし、研修を行う」というところを、これは独立させるという御意見でよろしいでしょうか。

さらには、梅川委員より御提案がありました政策医療のことを、これも独立して扱いたいということですが、これに対するほかの委員からの御意見はありますか。

谷口委員。

【谷口委員】 当初に確認したように、この答申された病院事業計画がありますね。

この計画に基づいてこの協定書というのはつくっているわけですよ。今おっしゃったことは、詳細なことは全部病院事業計画に入っているから、改めてまたここへ重複して入れる必要は、僕はないと思います。

【関本委員長】 谷口委員よりは、特に独立させて扱う必要はないと。なぜならば、病院事業計画に書いてあるからということなんですが、大澤委員、どうですか。

【大澤委員】 それが書かれていないから書いてくれるように言っているので、病院事業計画というのは変更され得るわけですよ、そのときの事情によって。ただ、基本協定書というのはバックボーン、背骨ですから、ある程度決まってしまうたらこのままでいきますので、変えられないものだから、そこはしっかりとしておく……。

【関本委員長】 事務局、お願いします。
市長、どうぞ。

【山下市長】 生駒市病院事業の設置等に関する条例をちょっと見ていただきたいんですけども、第18条の第1項、条例の第18条第1項です。資料7-1の後ろから2枚目の裏側。「病院事業計画を策定し、また見直そうとする場合は、新たに策定する、あるいは見直そうとする項目について本委員会に諮問をする」ということになっておりますので、勝手に変えられるものではございません。

【関本委員長】 市長より、病院事業計画は諮問事項で諮られたことであり、今日答申が終わっております。それがまず一番上に来て、その下にこの今審議している基本協定書があるということで、病院事業計画が簡単に変えられるということはそれはなくて、やはり諮問をし直さなければいけないということなんですが、梅川委員、どうぞ。

【梅川委員】 先ほどから病院事業計画に政策医療について記載があるとおっしゃっているんですが、ちょっと、僕、読んでわからないのでお教え願いたいと思うんですが。

【関本委員長】 南委員、どうぞ。

【南委員】 4番、救急に対する取り組み、これがまさに政策医療。ただ、この中に前回山上委員がおっしゃっていた膠原病ですとか、そういうふうなものが入っていないということなので、それは既に以前の委員会でどういう診療科を設けるか、そして、診療科は10科、そして210床というのは先ほどの生駒市病院事業の設置等に関する条例の第3条で既に決まっていることですので、具体的には救急に対する取り組みということで展開されているわけですから、私はこれでいいと思います。

【関本委員長】 梅川委員。

【梅川委員】 そしたら、この病院事業計画案の「救急に対する取り組み」、これをすれば政策医療は終わっているという、そういう解釈なんですか。

【関本委員長】 南委員。

【南委員】 いや、そうではありません。確かに小児救急と救急、そういうものだけをやっているだけで政策医療は完了したというふうなことは考えておりません。だから、これからいろんな委員会、協議会を設けてさらに検討していかないといけない。実際にできるのは5年後ですから、その中で、前回梅川委員がおっしゃっていましたが、医療というのはその都度その都度展開していつているんだ、変化していつているんだ。そういうところからやはり先を見通して、ともに現実をよく見て対応すべきだということで、今の段階ではこれぐらいでいいのではないかと。

【関本委員長】 梅川委員。

【梅川委員】 そしたら、先ほどから言われていた政策医療に関しては、病院事業計画にあると先ほどおっしゃったけど、それは嘘なんですね。ここにはそういうようなことを書いていないでしょう、この病院事業計画案に。

【関本委員長】 委員長からですが、この政策医療というのは実に多岐にわたりますね。5疾患とか、例えばがんであるとか、脳卒中であるとか、心筋梗塞、糖尿病、さらには難病とか、実に多岐にわたると思うんですが、政策医療は。多分梅川委員がおっしゃっているのは難病に、糖尿病ですね、医師会がこの前からおっしゃっているのは。そういう政策医療のことだと思うんですが、救急とか小児医療とかいうのも一方で政策医療の中に入っているということで、これは政策医療が広過ぎて、やはり市民病院1つで賄い切れない部分があると思うんです。

【梅川委員】 おっしゃっている意味はわかるんです。政策医療は常に一定の診療科、その地域によって診療科は違うわけなんですね。だけど、それに対しての記載がないというのは公的な病院としては、それはおかしいんじゃないか。だから、それは常にその時点、その時点で政策医療について検討すべき。実施できる、できないはまた別なんです。だけど、その姿勢が市立病院に必要だと、そういうことがあるので、それに関して全く触れないというのは、これはおかしいんじゃないですか。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 今日の諮問書の1ページをご覧いただきたいんですが、答申の。その1の(2)のところで、市民病院のコンセプトの内容を次のとおり全文修正するというので、「①質の高い医療の提供、生駒市の地域医療の問題点を踏まえ、政策的に実施すべき医療事業を確実に実施し、市民満足度の高い、質の高い医療を提供する」ということが本委員会での審議によりこの文言が追加されたことを御報告申し上げます。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 ただ、救急医療の充実ということで、一番ひっかかるのは小児科系の二次救急医療について書いてあるにもかかわらず、病院事業計画書では人員体制で小児科医は2名、市長の説明では3年後には3名になるということですけども、その

ような人員でもって20床の小児の入院を受け持って、2人のドクターが受け持って、なおかつ小児の北和の二次輪番体制に加わって、休日2回、夜間2回、それから休日夜間応急診療所のバックアップということで月10回ですね、どないしてやるんですか。そこを訂正してくださいと言っているんだけど、多数決で否決されてしまっている。

だから、この病院事業計画書というのはあまりあてにならない。市民のための病院としてはあまりあてにならないので、この病院事業計画書であてにならないから協定書の方でしっかりと盛り込んでおかないと、どこかで補てんしておかないと、そのままずるずるになってしまうということでしょう。特に病院事業計画書を第一義に置くということですから、それもおいそれと変えられない。委員会の方で協議しないと変えられないということですので、このままでいってしまう可能性があるのです。これはどう見ても無理で、県の医療審議会の方にこれでは無理だよと言っているんですね。もう1回そこは出し直しなさいよと言われていたにもかかわらず、前回と同じ内容で出すわけですから、その辺の神経がわからない。

【関本委員長】 また、昔の話に戻ってしまったのでございますが、よくも悪くも一度審議は終わって、多数決で採決をとる格好になって、その結果、そのような答申に至ったわけですから、やはりどうしても医師会側の意見と、それ以外の委員の意見が最後まで対立する意見として相入れなかったというのは確かです。だからといって医師会の主張する2名で足りないということは、医師会側の意見はそうだったにせよ、残り半分以上の意見はそうじゃない結果、このようになったということもあります。これをどういうふうにするかというのは非常に難しいんですが、というのは、医師会側は2名ではだめだ、4名必要だとおっしゃってましたね。

【大澤委員】 医師会側と言わずに市民側と言ってください。

【関本委員長】 じゃ、市民側。

【大澤委員】 あくまでも市民病院ということですので、市民のための病院ということですから。市長とか、ほかの賛成された委員さんの意見というのは、指定管理者側にたった意見です。だから、前に戻りますけれど、否決されましたけど、危惧されると言っているのです。谷口さん、今、この答申案、全会一致と言いましたけど、採決はとっていないのでうやむやのうちに通っただけでね。私と梅川さんは反対ですよ。賛成はしません。

【関本委員長】 一応答申は出ているということで、これをむしかえすと、非常におかしい格好になってしまって、もう1回答申を出し直しのようなことにもなりかねないんですが、大澤委員としては……。

【大澤委員】 基本協定書で、バックボーンなんです。基本協定書のところで原理原則を市民の側にたった病院だぞということをやっておかないと、それもそのまま病院事業計画に書いてあるからということと盛り込まないでいってしまうと、非常に市民に不利益な病院になってしまう。

【関本委員長】 市民にとって不利益だといっても、一応はやはり答申に基づいて、

病院事業計画に基づいて、その下位に協定書が書いていますので、ここで病院事業計画に全くないことを新たに協定書でまた人数等を承認、例えば具体的に小児科の人数等として何か入れ込むということがあり得るのかということになりますが、事務局としてそれについてはいかがでしょうか。

市長、お願いします。

【山下市長】 先ほどから申しておりますように、あくまでも病院事業計画があって、それを実行するための基本協定書でございますので、そういったことはあり得ないと思います。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 だから、大澤委員がおっしゃっているのは、この協定書の中にしっかり市民の目が、監視が入るような文言を入れておくべきだとおっしゃっているわけですよ。

【関本委員長】 大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 政策医療というのはいろいろあるわけですから、その一つ一つについても、ドクターが何人いるとか、そういうことではなしに、今計画している病院が、小児科に関しては20床とっているわけですから、20床を持って北和二次輪番もやってということなので、それがちゃんと本当にできる体制をつくるようにというような1つの歯どめをかけておかないと、質の悪い病院になってしまう可能性があるんですよ。

例を挙げて言えば悪いんですけども、ぶっちゃけて言いますと、生駒の人が大東市の某病院によく運ばれるんですけども、そこの夜間救急というのは、何とちゃんとした医者が診ていないんです。トレーニングされた医者が診ていないんです。中国の留学生、中国から来た研修生が診ているんですよ。次の日にまたそこの本当に勤めている先生が診るという形でね。そうすると、その患者さん、きのう診てもらったんだけど、あの先生、何を言うてはるのかわからへん。そういうレベルの医療をやっている某病院があるわけで、そういう病院に生駒市立病院をしたくないので、その辺は足かせをちゃんとしておかないと、市民のための病院にならないですよ。

【関本委員長】 人数が足りている足りていないということが、あるいは、日本人ではない他国籍のお医者様、この人は、大澤委員、日本の医師免許を持たずに。

【大澤委員】 持っています。そんなん、法律違反です。

【関本委員長】 日本の医師免許は持っているけれど、他国籍の方が。

【大澤委員】 ある国に行って、募集して、日本に連れて帰ってきて、日本の医師国家試験を受けさせて研修医として……。

【関本委員長】 その人の提供する医療の質が非常に悪いということ。

【大澤委員】 言葉が。日本語がしゃべれない。

【関本委員長】 日本語がだめだけれども医療は……。

【大澤委員】 そのこの受けている患者さんにすると、何を言っはるかがわからへんということと、そのこの勤めているドクターからの情報によると非常に誤診が多いと。

【関本委員長】 そういうことがいろいろあるにせよ、そういうことはやはり事業計画がありますので、もしできれば運営協議会などのところで細かく何か取り決めをしておきたいということが大澤委員の意見ではないかと思うんですが、そこで、小児科医は2人で足りているんだとか、足りていないんだとかいう議論がこの委員会で延々と繰り返されてきたわけで、2人が決して足りているというわけじゃなくて、小児のプライマリーの救急だったら小児科医でなくても大体可能じゃないかとか、そういうような議論だったように記憶しているんですが、そういうことで、これは委員長の提案なんです、運営協議会のところである程度細かく、どういうことを運営協議会で話し合うべきかぐらいのところはもしかしたら決められるかもしれませんが、例えば、2人でも、当初スタートとしては2人でもオーケーということでこの答申が出ているわけで、そこで、将来的には2人では足りないのではないかという状況が必ず出てくると思うので、それはおいおい運営協議会で話し合っていくべきことで、そこである程度状況に応じて意見を出せたりとかするという方法もあるんじゃないかと思いますが、大澤委員、どうでしょうか。

【大澤委員】 もちろんそういう細かいことは運営協議会で、それから評価委員会でフィードバックさせて、この1年振り返ってどうだったか、どこが改善すべきかということをやらんだと思います。そのよりどころとなるところに、この中に政策医療の各項目について大きなことで押さえておかないとよりどころがないでしょう。議論のしようがなくなってくる。それで病院事業計画の方によってしまうとこれになってしまいますので。

【関本委員長】 それでしたら、今後は引き続き運営協議会の中で政策医療、それもある程度細かく定義すると。それと……。

【大澤委員】 違う、違う。運営協議会の中で定義するのではなくて、基本協定書の中に政策医療とはどうあるべきかということをやんとうたっておかないと、これが憲法になるんですね。一番大事なので、これもおいそれと変えられるものじゃないので、最初にきっちりつくっておかないと後で変えられないですから、その辺は慎重に審議をしないと、ぱーっと進んで、多数決をとって、はいはいと決めるわけにはいかないですよ。

【関本委員長】 ただ、病院事業計画にあまりそれるようなことになってはいけないんですが、皆さん、何かいい御意見はありますか、委員の方から。
安部委員、どうぞ。

【安部委員】 基本協定書の性格というものと、乙という相手があるということですよ。ここで議論するのはいいんですが、委員の意見の出し合いということであれ

ばいいんですけども、乙というのを前提に置く。あまり我々の推進委員だけの中でこれを入れろ、これを外せとかいう話にしちゃうと、この協定書自身が発効できないようなことも出てくるだろうと。だから、おっしゃることはいいんですけども、基本的に答申の中に病院事業計画があるんですから、これを当然遵守せないかんということになっているわけですから、あまりがんじがらめに基本協定という性格のものにがんじがらめの情報を入れたり、こうせなあかんということ徹底しちゃうと、どうかなという気がしますけどね。

【関本委員長】 では、安部委員はどこまでなら基本協定書に入るべきで……。

【安部委員】 ですから、運営協議会のところで基本的な、今、大澤委員がおっしゃったようなところ、梅川委員がおっしゃったようなところを運営協議会の議題というふうにして、これこれこういうふうなことを運営協議会で協議しようじゃないかと。ここでこうせないかんというんじゃなくて、いろいろ意見がこれからも出てくるでしょうから、その場でこういう項目についてはこれは救急だろう、災害医療だろうと運営協議会の中で議論する。そういう運営協議会の性格づけをここでやったらいいと思いますけど、いかがでしょうか。

【関本委員長】 安部委員の意見は、運営協議会で協議するべき内容の最低の枠だけを決めておいて、あとはある程度自由にできるようにするべきではないかという御意見だと思うんですが、これについてどうですか。

谷口委員。

【谷口委員】 安部委員のお話に賛同するんですけども、私たち委員がよく承知をしておかないかんことは、病院事業計画というのは確かに私たちが主体的に決めるべきものだと思うんです。協定書は、基本的に協定者が最終的にサインをして有効になるものでありまして、私は協定者ではありませんから、ここでは基本的に協定者に対してこういうように図ってくださいなという意見尊重の場だと思うんです。私たちがここで決めたことが協定書にはならないわけです。そこのところをよく理解した上で話を進めませんと、何かみんな市長で、自分がここで言うたことが協定に全部入るんだという、そういうちょっと立場をわきまえないというか、間違うというか、あくまでも協定書にサインする人の専権事項であるということをよくわきまえた上で、そのことに対して意見を申し上げると、こういうことだと思うんです。

【関本委員長】 それでしたら、谷口委員の意見では、これは全く変えるべきではないということになるんですか。

【谷口委員】 だから、先ほど来の運営協議会と言ったらいいのか、CS委員会と言ったらいいのか、僕はコンシューマー・サティフィケーションという意味では、市民目線のものだったらCS委員会と言う方がいいと思うんですが、その名前はいかがにしましてね、そういう項目をどこかの条項に入れてほしいということは私も市民の立場として考えていますので、その点は医師会の皆さんの意見とはあまり違いがない。

ただ、その中についてどういう文言を入れるかということについては、これはまた論議をしないと、今ここに何もありませんので、今日は多分その中の論議までは至らんとは思いますけども、そういう項目を入れるということは賛成です。

【関本委員長】 ただいま11時を5分過ぎましたので、そろそろ締めに入らないといけないのでございますが、では、まず、市長からお願いします。

【山下市長】 運営協議会については、事務局は事務局で案を考えてみますが、各委員の方で次回までに案を出していただいて、それを持ち寄って検討するというのが一番建設的で時間の節約になるんじゃないかと思います。ここでああだこうだと言っているとお互いあれですから、具体的な案を出していただいて、それをもとに議論する方がスムーズだと思いますので、ちょっと僭越ながら提案させていただきます。

【関本委員長】 市長から以上のような提案がありますが、皆様、それでよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

【関本委員長】 大澤委員、何か。

【大澤委員】 今のこの件に関してですけれども、市民病院、市民のための病院としての質をどこで担保するかという、それが一番大事なところで、それができないような基本協定書であればやめておいた方がいいと思います。

【関本委員長】 大澤委員、次回までに市民のための医療の質を担保するようなことであるべく基本協定書の案を出していただくということで、ほかに谷口委員、南委員、梅川委員も出していただけでしょうか。

【大澤委員】 これ大変な量ですよ。来週、再来週というのは時間がないんですよ。これをつくれと言うのならつくるけども、もっと時間がいただかないと、訂正がかなり入りますからね。

【関本委員長】 あまりにすごい訂正があるようなものは、そもそも協定書の修正案にならないのではないかと個人的には思うんですが。

【大澤委員】 基本協定書自体が粗造なものですよ。慌ててつくったのだと思うんですが、かなり漏れがあるでしょう。大事な項目に対しても漏れているし。それと、年度協定のことで書いてある、第13条にまた戻りますけども、第13条はもっと議論しないとイケないと思うんですが、年度協定書自体の案も出ておりません。これも非常に重要な事項になっていますので、そしたら、次回までに事務局が年度協定書の案と一緒に作成してつけていただけたらと思うんですが。

【関本委員長】 今回出していただく修正案というのは、あくまでも第4章に限ったものということでよろしいでしょうか。
南委員。

【南委員】 私が提案しました市とか市民・医療関係者が指定管理者と協議する場を設置すると。その設置をしたときにどのような内容で検討していくのかというふう

なことを、今、大澤委員もおっしゃっていたいろんな心配される部分があるので、その部分をここに提案をしていきたいと思いますというふうに理解をしていますが、それではよろしいんじゃないでしょうか。

【関本委員長】 それでしたら、内容につきましては、運営協議会の設置、評価委員会の設置及び地域連携についてという範囲で、その部分についてのみ修正の御意見のある方はたたき台なり案をつくって、次回の委員会までに準備していただくとしまして、その前に事務局とある程度やりとりをしていただかないといけないということで、次回は何日になっていましたか。

【稲葉病院建設課長】 16日です。

【関本委員長】 16日であまり日がありませんが、市長、どうぞ。

【山下市長】 私が申し上げたのは、事務局は事務局でこういう案がいいというのを出しますし、ここにおられる委員がそれぞれお考えの案があれば独自にその部分について案を持ち寄っていただいて、複数の案をまとめて検討されたらどうですかということであって、委員が出される案について我々と協議する必要はないというふうに思います。

それと、先ほど年度協定について事務局の方から出してほしいということでしたが、あくまでこの委員会に諮問すべき事項につきましては、市議会の方で議決をいただきました条例に基づいて諮問することになっておりまして、年度協定書については諮問する事項に含まれておりませんし、やはり実際病院を運営する直前の段階にならないと、そういった具体的なことまではなかなか定めにくいというふうに思いますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

【関本委員長】 それでしたら、もう一度修正、私の先ほど申し上げたことは修正しますが、事務局は事務局で独自の案を作成すると。そのほかの委員で、今言った問題になっておりました運営協議会の設置、評価委員会の設置及び地域連携についての部分で御意見がある方は独自の案をつくって次回の委員会のときに、開始前に配付いただきますようお願い申し上げます。

それでしたら、非常に長い時間にわたって御討議、ありがとうございました。ここで、事務局にお返しいたします。

【谷口委員】 今日はどこまで終わったんですか。

【関本委員長】 今日は第4章の途中でございます。

【梅川委員】 5月31日にこの委員会で、委員の方が、医師会が案を考えているということでおっしゃったんですが、それに対して近々市長さんにじかに案をお持ちしようと思っています。それだけ御報告させていただきます。

【関本委員長】 それは、委員会に医師会の御意見をお持ちいただくということではよろしいですか。それとも、市長さんにお渡しするということですか。

【梅川委員】 前回お渡ししたんですが、それを受け取れないとおっしゃってお返しされた。それで、今日この場をかりて委員の方の意見があったので、それに対して医師会で考えた案というのをお持ちするというのを市長に報告していたんです。

【関本委員長】 それでしたら、今この場でその意見を披露されるという。

【梅川委員】 文章を後日市長さんにお届けするというのでいいでしょうか。

【関本委員長】 市長、よろしいでしょうか。

【山下市長】 結構です。

【関本委員長】 わかりました。
それでは、事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 長時間ありがとうございました。

その他ということで、事務局の方から3点ほどお願いしたいと思います。

まず、1点が、過日前回の会議録につきまして、調整をするために各委員さんの方に御意見を求めましたが、ございませんでしたので、確定させていただきたいと思います。明日以降、早速ホームページへアップをしたいと思います。

それと2点目は、今回は先ほど述べましたように、7月16日金曜日、午後9時、場所につきましては、申しわけございませんが、この場所が市のほかの行事で使えませんが、隣といいますか、401の会議室の方に変更になります。

それと、もう1点は、今日、第4章まで入っていただいたわけですが、この状況で万が一ということもございますので、できましたら予備日を設定したいと思います。次回の16日以降で予備日を設定したいと思いますんですが、先月調整させていただいたときに、7月26日の月曜日ですとほぼいけたんじゃないかなと。御都合がよかったんじゃないかなと思います。時間は同じ9時ですが、それ以降に予定が入ったということでしたらあれなんですけれど、今もし御予定がわかるようで、御都合が悪いという、御予定が入ったとかいう方は。明日でも結構ですので、御一報いただいて、その結果によってはまた再度という形になろうかと思えますし、御返事がなければそのままという形で、ちょっと御予定だけは26日、あくまでも予備日という形でございますけれど、設定をお願いしたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

【関本委員長】 それでしたら、本日はこれを持ちまして閉会とします。皆様、長時間ありがとうございました。

— 了 —